

自動車の売買代金の立替払をした者が留保した所有権を 別除権として行使することの可否

—— 最高裁第二小法廷平成二二年六月四日判決（平成二二年（受）第二八四号、
自動車引渡請求事件、破棄自判）民集六四卷四号一一〇七頁——

直 井 義 典

〔事実〕

原審が認定し最高裁が前提とする事実関係は以下のとおりである。

X会社（原告・控訴人・被上告人）、訴外A会社ならびにY（被告・被控訴人・上告人）は、平成一八年三月二九日、三者間で、YがA会社から本件自動車を三〇〇万円で購入受けるとともに、売買代金から下取車の価格一七〇万円を控除した残額一三〇万円をYに代わってA会社に立替払することをX会社に委託すること、X会社に対する債権の担保を目的として本件自動車の所有権がX会社に留保されることなどを内容とする本件三者契約を締結し、同契約において次の通り合意した。

ア Yは、X会社に対し、本件残代金相当額一三〇万円に手数料額七万余円を加算した金員を分割して支払う（以下、この支払債務を「本件立替金等債務」といい、これに対応する債権を「本件立替金等債権」という。）。

イ Yは、本件自動車の登録名義のいかんを問わず（登録名義がA会社となっている場合を含む）、A会社に留保されている本件自動車の所有権が、X会社がA会社に本件残代金を立替払することによりX会社に移転し、Yが本件立替金等債務を完済するまでX会社に留保されることを承諾する。⁽¹⁾

ウ Yは、Xに対する債務の支払を停止したときは、本件立替金等債務について期限の利益を失う。

エ Yは、期限の利益を失ったときは、X会社に対する債務の支払のため、直ちに本件自動車をX会社に引き渡す。

オ X会社は、右記工により引渡しを受けた本件自動車について、その評価額をもって、本件立替金等債務に充当することができる。

その後、同年三月三十一日に、本件自動車について、所有者をA会社、使用者をYとする新規登録がなされた。そして、同年四月四日には本件三者契約に基づいて、X会社がA会社に対して残代金を立替払した。ところが、Yは同年二月二十五日に本件立替金等債権につき支払を停止し、三者契約の条項ウに基づいて期限の利益を喪失した。そして、Yは平成一九年五月二三日に小規模個人再生による再生手続開始の決定を受けた。

そこで、X会社は本件自動車について留保した所有権に基づき、民事再生法五三条の別除権の行使としてその引渡しを求めて提訴した。これに対してYは、民事再生法四五条に基づき、本件自動車の所有者として登録されているのはA会社であつて、X会社は本件自動車について留保した所有権につき登録を得ていないから、X会社は本件自動車について別除権を行使しえないとして争った。こうしたYによる抗弁に対して、X会社は、A会社が有していた別除権を立替払によりX会社が取得したわけだから、A会社を本件自動車の所有者とする登録をもってX会社は所有権の主張ができるものと解すべきであるとの再抗弁を提出した。

右記の理由づけに加え、X会社は請求原因として、以下のような実質論も持ち出している。A会社に登録名義を残している理由は、第一に自動車購入者への速やかな登録移転が実現できること、第二に販売会社と自動車購入者との間では修理、整備等の関係

が継続することから各種登録変更手続をスムーズなものとし、また、販売会社が登録を通じて顧客を把握できること、第三に顧客の事務ならびに費用を軽減できることによる。また、A会社はX会社の系列の販売会社であるから取引が継続的になされるという意味で信頼関係が続くA会社主義で登録したものである。⁽²⁾

また、本件自動車には再生手続開始以前からA会社が登録を有しており、YとA会社の関係では本件手続に民事再生法の適用はなく、本件自動車は再生債務者であるYの弁済原資とならない。そしてこのことはA会社から権利を譲り受けたX会社についても同様に解されるべきである。X会社には登録がないが、A会社に登録名義をとどめることについては三者契約が締結されている。Yは登録を有しておらず、権利者であるとの外観はなかった一方で、登録上所有権留保のあることは明らかだったから本件自動車がYの弁済原資となるといった再生債権者の信頼の基礎はない。また、再生手続前には一度も自己名義の登録を有したことがないYが再生手続の開始によって所有者になったと同様の利益を得るのは極めて不当である。X会社から所有権を剥奪し自動車使用権をYに与えるのは再生債務者を過度に優遇するものである。Yは本件自動車について停止条件付権利を有していたにすぎず、それは期限の利益喪失によって確定的に失われているのだから、Yには実体的権利も存しない。

一審は、以下のような理由で請求を棄却した。本件自動車は登録自動車であるから民事再生法四五条が適用されるが、同条の趣旨は、再生をめぐる権利関係を、再生手続開始決定の時点で固定し、その後の事情によって、権利者間の平等、衡平が害されるのを防止する点にある。つまり、実体的な権利変動について、それが、登記・登録を要する行為である場合は、その登記・登録の有無により、再生手続開始決定時において、これを画一的に確定し、迅速で安定した再生手続の実現を図ったものである。こうした趣旨並びに規定の仕方にも照らせば、X会社による実質論は同条適用の可否を左右するものではない。また、X会社は、YはY自身が締結した契約内容に基づき義務を負っていると主張するが、特定当事者間の合意によって民事再生法四五条の適用を除外することはできない。さらに、X会社は、Yとの間の関係が対抗関係にはないことをもって民事再生法四五条の適用を除外すること、あるいはYの主張が信義則に反すると主張するが、前述した同条の趣旨に照らしていずれも失当である。よって、登録名義を有しないX会社には民事再生法四五条が適用されるから、X会社はその所有権を主張することはできない。

また、A会社が有していた別除権を立替払によってX会社が取得したとの主張に対しては以下のように判示する。本件三者契約

においては本件自動車の売買契約は立替払契約と同時に成立し立替払契約が不成立の時には売買契約は成立しないものとされていることなどから、売買契約ならびに立替払契約はいずれも平成一八年四月一四日に成立したものである。⁽³⁾したがって、売買契約の効力が発生する時点で販売会社は代金を回収できる仕組みとなっており、現実にはX会社が立替払を実施しその回収のために所有権留保を必要とする状況が発生する時点ではA会社の代金債権は消滅し、A会社の段階で代金債権を担保するための所有権留保を生させる前提を欠いている。また、所有権留保により担保される被担保債務は、A会社がYに対して有する代金支払債権のみならずYがX会社に対して支払うべき分割手数料をも含むものであって、A会社の有する被担保債権とX会社の有する被担保債権とは異なっている。分割手数料は自動車自体の販売代金に比べると少額であるが、これはX会社の事業利益の確保のための行為でもあると言える。以上から、X会社の有する所有権留保は自己の利益のために設定した担保権であると認めるのが相当であり、これは民事再生法四五条にいう「権利の設定」に該当するから、X会社自身の登録を要する。X会社は、再生債権者もX会社の所有権留保を認識しておりA会社名義の登録で公示されていると主張するが、A会社には所有権留保の実態はないから公示の機能としての実質的要件を欠いている。売主であるA会社の所有権留保とは想定する機能状況が異なっているから、X会社の所有権留保は公示されているとは言えないのであり、公示内容からは一義的に信販会社の所有権留保があるものと当然に認識することもできない。X会社は抵当権移転付記登記未了の場合になぞらえているが、抵当権の場合は別除権に該当するのが明白であるのに対して所有権留保の場合には外形上当然に担保権の表示とは言えないから同視することはできず、そもそもA会社にはX会社が承継取得すべき独立の担保権が発生しているという前提自体に問題がある。Yは本件では譲渡担保が成立したものと主張するが、譲渡担保の成立も認めることができない。さらに、X会社に対してYの再生手続開始前に登録をすべきことを要求しても酷ではない。三者契約の時点で自動車の登録をめぐって利害の対立はなく任意の合意が可能であったのである。

そこで、X会社が控訴した。

原審は前述したような事実を認定した上で以下のように判示して一審判決を破棄し、X会社の請求を認容した。X会社によるA会社に対する立替払は、その効果として、X会社がA会社に立替払することにより弁済による代位が生じる結果、A会社のYに対する本件自動車の売買代金債権及び留保所有権は本来消滅するはずであるところ、X会社のYに対する本件立替金等債権を確保す

るために、立替払によって本来消滅するはずのA会社のYに対する⁽⁴⁾売買代金債権及びその留保所有権をX会社に移転させ、X会社において立替金等債権の範囲内で右記売買代金債権及びその留保所有権を行使することが法律上当然に認められるものであり、三者契約はこのことを確認したものと解するのが相当である。X会社によるA会社に対する立替払は、A会社がYに対して有していた本件自動車の売買代金債権及びその留保所有権がそのままX会社に移転し、X会社はYに対し立替金等債権の範囲内で右記移転を受けた売買代金債権及び留保所有権自体を行使するという側面を有する。したがって、X会社がA会社に対する立替払によって取得した本件自動車の留保所有権を主張する場合において、その担保権として扱うべきものは、A会社がYに対して有していた本件自動車の留保所有権であって、X会社がYに対して独自に取得した立替金等債権のために新たに本件自動車の留保所有権が設定されたときとみるべきではない。立替払により取得することのできる債権及び担保権は、立替払をした者に法律上当然に移転するのであって約定によって移転するのではないから、立替払をした者は立替払により取得することのできる債権及び担保権について、同債権及び担保権を有していた者において對抗要件が具備されている限り、自らの取得につき對抗要件を具備することは要しないというべきである。本件は民法五〇一条各号に該当しないことから、X会社がYに対して本件自動車の留保所有権を主張するにあたり、X会社が予め本件自動車の所有権移転登録を経由すべき明文上の根拠はない。民事再生法四五条は権利主張に對抗要件が必要でない場合には適用されないと解すべきところ、X会社はA会社からの本件自動車の留保所有権の移転について對抗要件を経由することを要しないから、本件においては民事再生法四五条は適用されない。実質的に見ても、本件自動車は再生手続の開始以前からA会社ないしX会社に所有権が留保されていてYの一般債権者に対する弁済の原資にはなっていないかつ上、所有権登録はA会社が有していてYが所有権登録を有したことはなく、一般債権者から見ても本件自動車がYの財産に属すると外観はなかった。また、Yは再生手続開始決定以前に支払を停止し、これによって期限の利益を喪失していたのだから、この時点ではYはX会社に対し本件自動車を直ちに引渡すべき義務を負っていたにも拘らず、再生手続開始決定を受けるや本件自動車の引渡義務を免れるというのではYを過度に優遇しX会社に不利益を被らせるものであって当事者間の実質的公平を害することとなる。

そこで、Yが上告受理を申し立てた。上告受理申立理由（排除された部分を除く）は以下のとおりである。民事再生法四五条の趣旨は、登記・登録を要する権利変動については再生手続開始時における登記・登録の具備という客観的基準により再生を巡る権

利者の地位を再生手続開始時点で固定することにあるのであって、債権者ごとの実情や利益の均衡について個別に調査判断することを排除し画一的な処理をはかるためにあるのだから、同条の適用を権利の取得につき對抗要件の具備が必要な場合に限定し本件には同条の適用はないとした原判決には民事再生法四五条一項及び二項の解釈適用に誤りがある。同条は、對抗要件が不要場合にも登記・登録を要求する点、ならびに、再生手続開始前に登記・登録を具備しなければならぬとする点の二点において民法一七七条の特則をなす。また、原判決は実質的公平を挙げるが、YがX会社に対して本件自動車を返還しない場合であっても、少なくとも本件自動車の換価価値分を再生債権者に弁済しなければならぬのだから、Yが過度に優遇されることはない。さらに、X会社は自己の留保所有権の取得について当初から登録をすることは容易である。

〔判旨〕

破棄自判。

「前記事実関係によれば、本件三者契約は、A会社において留保していた所有権が代位によりX会社に移転することを確認したものでなく、X会社が、本件立替金等債権を担保するために、A会社から本件自動車の所有権の移転を受け、これを留保することを合意したものと解するのが相当であり、X会社が別除権として行使し得るのは、本件立替金等債権を担保するために留保された上記所有権であると解すべきである。すなわち、X会社は、本件三者契約により、Yに対して本件残代金相当額にとどまらず手数料額をも含む本件立替金等債権を取得するところ、同契約においては、本件立替金等債権が完済されるまで本件自動車の所有権がX会社に留保されることや、Yが本件立替金等債務につき期限の利益を失い、本件自動車を被上告人に引き渡したときは、X会社は、その評価額をもって、本件立替金等債務に充当することが合意されているのであって、X会社が販売会社から移転を受けて留保する所有権が、本件立替金等債権を担保するためのものであることは明らかである。立替払の結果、A会社が留保していた所有権が代位によりX会社に移転するというのみでは、本件残代金相当額の限度で債権が担保されるにすぎないことになり、本件三者契約における当事者の合理的意思に反するものといわざるを得ない。

そして、再生手続が開始した場合において再生債務者の財産について特定の担保権を有する者の別除権の行使が認められるため

には、個別の権利行使が禁止される一般債権者と再生手続によらないで別除権を行使することができる債権者との衡平を図るなどの趣旨から、原則として再生手続開始の時点で当該特定の担保権につき登記、登録等を具備している必要があるのであって（民事再生法四五条参照）、本件自動車につき、再生手続開始の時点でX会社を所有者とする登録がされていない限り、A会社を所有者とする登録がされていても、X会社が、本件立替金等債権を担保するために本件三者契約に基づき留保した所有権を別除権として行使することは許されない。

以上と異なる原審の判断には、判決に影響を及ぼすことが明らかな法令の違反がある。論旨は理由があり、原判決は破棄を免れない。そして、以上説示したところによれば、X会社の請求は理由がなく、これを棄却した第一審判決は結論において是認することができるところから、X会社の控訴を棄却することとする。」

〔研究〕

一 本判決は、第一に、個別信用購入あっせんにより売買代金の立替払をした信販会社は立替金等債権を被担保債権とする留保所有権を有するものと構成した上で、この留保所有権が民事再生手続内において別除権として扱われる旨を明らかにした点、第二に、買主について民事再生手続が開始された場合に所有権留保に基づいて信販会社が別除権を行使するためには自動車の登録をしている必要がある旨を明らかにした点に意義がある。いずれも、本件の下級審判決を除けば裁判所として初の判断である。

二 非典型担保を設定した者に倒産手続が開始された場合において、担保権者は取戻権を行使しうるのかそれとも別除権者あるいは更生担保権者として扱われることとなるのか。破産の場合には、取戻権ならびに別除権はいずれも破産手続外で権利が実行されることとなる（破産法六二条・六五条）から、これはあまり実益がない議論であるとも言える⁽⁵⁾。これに対して、再建型手続である民事再生や会社更生の場合には様相は異なる。なぜなら、民事再生手続においては担保権者は別除権を有するものとされているが（民事再生法五三条一項）担保権については担保権実行手続の中止命令（民事再生法三二条一項）や担保権消滅許可（民事再生法一四八条）の制度が定められており、会社更生手続においては更生担保権（会社更生法二条一〇項）の被担保債権は更生計画の定めるところに従って弁済することが要求され（会社更生法四七条一項）、担保権の実行も原則として禁止または停止される（公

社更生法五〇条一項)というように、別除権あるいは更生担保権の行使には大幅な制約が課されるからである。いずれの手続においても、取戻権についてはこうした制約は存しない(民事再生法五二条・会社更生法六四条)。

それでは、所有権留保権者は民事再生手続において別除権者として扱われるのか取戻権者として扱われるのか。本判決は別除権説を採ることを明言する。従来より争いのあった点であり、最高裁の立場を明確にした点で大きな意義がある。もともと、本判決では別除権説を採る理由が特に示されていないが、これはX会社自身が一審以来一貫して自己が別除権者であることを前提とした主張してきたことに起因している。もともとすでに指摘されているように、所有権留保がおよそ別除権になりえない権利であるという解釈の可能性を否定している点には重要な意味がある。⁽⁶⁾

この問題について本判決の直接の先例となるべき判例・裁判例は存在しないが、次の①判決が傍論として判示するほかこれまでいくつかの判例・裁判例が類似の事例について判示している。

①東京地判平成一八年三月二八日判タ一二三〇号三四二頁は、自動車を所有権留保付きで購入した買主について代金完済前に民事再生手続開始決定がなされた場合、双方未履行の双務契約ということはできないから民事再生法四九条は適用されず、留保所有権を有する販売会社の有する代金債権は再生債権となる旨を判示する。その上で、所有権留保特約付売買契約の実質は債権担保目的であることから、留保売主は別除権を行使できるとする。ただ、この判決の主たる判示事項は所有権留保特約付売買契約の双方未履行債務性であって、留保売主は別除権を有するとの判示は傍論に過ぎなかった。

民事再生と同じく再生型手続である会社更生手続における譲渡担保権者の扱いについては、②最判昭和四一年四月二八日民集二〇巻四号九〇頁が判示する。これは貸付金債権の担保のために宅地と工場に抵当権を設定すると同時に同債権の担保のために工場備付の機械器具を譲渡担保に取ったという事例に対するものであった。原判決は、以下のように判示していた。清算を伴ういわゆる弱い譲渡担保についてはそれが担保権として機能することから更生担保権として位置付けることはあながち不当とは言えない。しかし譲渡担保権については会社更生法には明文規定がないことからこうした解釈を採るには慎重とならざるを得ず、譲渡担保権者には取戻権が認められる。しかしながら譲渡担保の目的物が更生会社の維持に欠くべからざる財産である場合には、取戻権の行使も信義則に従ってなすことを要する。本件では抵当権と譲渡担保権の双方が届け出られており、更生計画の影響を受けること

となっているから、譲渡担保権は消滅したのであり取戻権は認められない。このように一般論としては譲渡担保権者に取戻権を認められた原審に対して最高裁は、譲渡担保設定者と譲渡担保権者との間の債権債務関係が存続している時期においては、「譲渡担保権者は、更生担保権者に準じてその権利の届出をなし、更生手続によってのみ権利行使をなすべきものであり、目的物に対する所有権を主張して、その引渡を求めるときはできないものというべく、すなわち取戻権を有しないと解するのが相当である。」と判示しており、取戻権を否定して更生担保権者として扱っている。

同じく会社更生手続における所有権留保権者の扱いについては、③諏訪簡判昭和五〇年九月二二日判時八二二号九三頁、④長野地判昭和五一年四月二二日高民集三〇巻二号一六六頁、⑤大阪地判昭和五四年一〇月三〇日判時九五七号一〇三頁、⑥東京地判昭和五〇年一〇月三〇日下民集二六卷九、一二号九二六頁の四つの判決がある。このうち、③ないし⑤の三判決が留保所有権者を更生担保権者として扱うのに対して、⑥判決は取戻権者として扱うことを認めている。

③判決の事案は、以下のとおりである。自動車販売を業とする原告会社は、代金七八万円余りのうち五万余円については二二回の分割払いとするとの約定のもとに自動車を売却した。ところが、買主は月賦金の支払を停止し、その後会社更生手続が開始されたため、原告が買主会社の管財人を相手取って自動車の引渡を求めた。本判決は、所有権留保は代金債権担保目的であって、また、契約の実質に即してみれば、売主から買主に一旦目的物件の所有権を移転し、次いで、買主から売主にその物件を譲渡担保に供する関係と同じであるということが出来る。そして、譲渡担保は、会社更生法の立法理由ならびに他の担保物権との比較から公平上更生担保権に準じて扱うべきであるという。このようにして、原告が主張した自動車の取戻権行使を否定している。所有権留保と譲渡担保の実質的同一性が理由づけの中で重要な部分を占めるにも拘らずこの判決は②判決に一切言及していないため、②判決との関連は不明である。

④判決は③判決の控訴審判決であるが、③判決と同様の理由付けに加え、更生担保権として扱われる抵当権・質権との対比、取戻権を認めると更生会社の更生が著しく困難となることを挙げる。その上で②判決に言及して、原告による控訴を棄却している。⁽⁷⁾

⑤判決の事案は、所有権留保の目的物が工作機械であることを除いては②判決の事案と同様である。⑤判決は、以下の三つの理由から、所有権留保権者による取戻権行使を否定し、留保売主は更生担保権者として扱われるにすぎないと判示した。第一に、留

保売主の有する権利は目的物に対する完全な所有権ではなく、留保買主が有する代金完済時には完全な所有権を取得しようという停止条件付期待権によって制約された所有権であつて、機能的には担保権である。第二に、留保買主の有する停止条件付期待権については更生管財人の管理に服しているから、これを無視して留保売主の取戻権を認めることはできない。第三に、②判決で譲渡担保権者の取戻権が否定されていることとの権衡上、所有権留保も同様に扱うのが公正・衡平の理念に合致する。

⑥判決の事案は以下のとおりである。木工機械の売買が所有権留保のもとでなされたが、代金完済前に買主が債務超過によって支払不能に陥つたので売主は契約を解除した。その後買主について会社更生手続が開始されたので原告が売買目的物の引渡を求めたのである。買主の更生管財人である被告は、所有権留保の実質は担保権であるから売主は更生担保権者として権利を行使しうるに止まると主張したが、裁判所は、特約によって物件の所有権を留保した売主は、会社更生手続開始後であっても所有権に基づく取戻権の行使または当該物件について仮登記担保権と同様の担保権を有することを主張して更生担保権者としての権利行使をするかの選択権を有すると判示した。取戻権行使の選択も可能と判示しているため、この判決は留保所有権者の地位を明らかにしないものと言える。

破産手続における所有権留保ないしは譲渡担保の効力については、⑦札幌高決昭和六一年三月二六日判タ六〇一七四頁が判示する。事案は以下のとおりであるが、自動車売買代金の立替払を行った者が倒産手続において有する地位が争点となつており、この点で本判決の事案と類似するものと言える。信販会社である原告は、買主が販売会社から自動車を買入れるに際しその代金について買主との間で立替払契約を締結し、右契約に基づいて販売会社に代金を支払った。その後買主が破産したことから、原告は以下の理由に基づいて自動車について取戻権行使を主張した。主位的に、販売会社が本件自動車の所有権を留保していたが原告がその代金を弁済したので法定代位により右所有権を取得した。予備的に、仮に本件自動車の所有権が買主に移転したとしても買主は原告に対する立替払代金ならびに手数料債務についての譲渡担保としてさらに原告に対して自動車の所有権を移転している。裁判所は以下のように判示して、原告の取戻権を否定した。本件所有権留保ないし譲渡担保の実質的目的は本件弁済に基づく求償債権を担保することであり、本件自動車の所有権は原告に確定的に移転したものではない。したがって、原告は所有権留保ないし譲渡担保に基づく別除権者として権利行使をなすべきである。なお、この決定の事案では本判決の事案と異なり、信販会社と自動車

販売会社との間には系列会社としての関係性は存していない。原告は所有権留保に関する主位的主張では代金債権の代位弁済による法定代位のみを問題としているのに対して、予備的請求では手数料額も含めたものが譲渡担保の被担保債権であると主張しており、被担保債権の範囲が異なっている点が注目される。ところが、本決定では取戻権の成否のみが問題となったため、被担保債権の範囲に関しては裁判所の判断は示されなかった。⁽⁹⁾この背景には、本判決の事案では売主・買主・信販会社の三者間で契約が締結されていたのに対して、⑦決定の事案では売主と信販会社との間で契約が締結されていたのみであったために所有権留保の被担保債権に手数料債権を含ませることが困難であつて、被担保債権の範囲は当然に売主が有していたものと同一となることが前提とならざるを得なかったという事情があるものと考えられる。⁽¹⁰⁾また、原告の有する権利について所有権留保と譲渡担保のいずれの構成を採用したのかを明らかにせずに判断を下している。その背景には信販会社が介在するタイプの契約では、信販会社による代金の支払により所有権が一旦は買主に帰属すると理解するかあるいは売主と信販会社との合意により売主から信販会社に所有権が直接に移転するものと理解するかは認定が困難であり、したがつて信販会社の有する権利を所有権留保と譲渡担保とのいずれと認定するかが微妙であるという特性があると言える。

民事再生手続における譲渡担保の効力については、⑧最判平成一八年七月二〇日民集六〇巻六号二四九九頁ならびに⑨最判平成一八年七月二〇日判タ一二二〇号九四頁が注目される。⁽¹¹⁾これらの判決は、集合流動産譲渡担保の目的物について原告が真正売買の成立を主張して取戻権の行使を図つたのに対して、当該契約は第二順位譲渡担保であつて真正な売買契約ではないから原告は取戻権を行使することはできないとしたものである。そして、傍論においてではあるが、原告の主張が、当該契約が「譲渡担保契約であれば、譲渡担保の実行に基づく引渡しを請求する趣旨（別除権の行使）を含むものであるとしても」といった判示がなされており、最高裁が、譲渡担保権者は民事再生手続において別除権を有するものと理解していることには疑いはない。しかしながら、傍論であるために、このように解する理由は示されていない。

以上の判例・裁判例を分析すると、裁判所は、⑥判決を除いては倒産手続において非典型担保権者には取戻権を認めず、別除権者あるいは更生担保権者としての地位のみを認めるという一貫しているものと言える。そして、本件においてたとえX会社が取戻権の行使を主張したとしても、前記の判例・裁判例の趨勢、民事再生手続と会社更生手続とが倒産債務者の再生という共通

の目的を有していること、所有権留保と譲渡担保とは債権者が債権担保目的で特定の動産所有権を有しているという点で共通しておりただ所有権移転の有無が異なるにすぎないことといった理由から、民事再生手続においては所有権留保権者は別除権者として扱われることとなったものと考えられる。⁽¹²⁾

三 X 会社の有する権利が別除権であるとして、次の問題は信販会社が民事再生手続においてこの別除権を行使するための要件いかんである。本判決の主たる判示事項はこの点にあると言える。

この問題を解決するためには、そもそも X 会社がいかなる権利を有しているのかを明らかにすることが先決問題となる。なぜなら、弁済による代位によって A 会社の有していた残代金債権と共に留保所有権が X 会社にそのまま移転するものと考えられるならば、X 会社は対抗要件を具備する必要はないと解する可能性が生じるのに対して、留保所有権の被担保債権は X 会社の有する立替金債権等であると解するならば X 会社が改めて対抗要件を具備することが要求されることとなるからである。⁽¹³⁾

X 会社の有する権利については以下の三つの見解がある。

第一は、個別信用購入あっせん取引では販売会社と買主の間では代金債務の完済に至るまでは所有権が販売会社に留保されるが、顧客からの支払委託によって信販会社が代金を立替払すると、売買契約の当事者間では目的物の所有権は完全に買主に移転することとなる。ところが信販会社としては買主に対する求償権を確保する必要があるから、信販会社は法定代位によって販売会社から原債権である売買代金債権とともに留保所有権を取得し、信販会社と買主の間では所有権留保が存続するとの考え方で⁽¹⁴⁾ある。有力学説の採る考え方である。

第二は、信販会社は所有権留保に基づく留保所有権を有するものと理解するものの、信販会社の所有権留保においては被担保債権は手数料債権を含んだ求償権であって、売主と買主の間の所有権留保の場合とは被担保債権が異なる点を指摘して、次のように⁽¹⁵⁾解する考え方である。すなわち、売主が買主に対して留保した所有権は販売会社と信販会社の間の基本契約関係に基づき信販会社による立替払によって信販会社に移転するのであって、買主には所有権が直ちには移転しないという意味での「所有権留保」という名称の所有権把握型担保の特別の合意が担保権者と買主との間になされたというべきと⁽¹⁵⁾言うのである。

第三は、信販会社は譲渡担保権を有するとの考え方である。目的物の所有権は信販会社による立替払によって一旦は買主に移転

しており、この所有権を改めて信販会社が担保に取ると考えるわけである。この見解では、被担保債権は手数料債権を含んだ求償権であると理解することとなる。⁽¹⁶⁾

X会社の有する権利につき以上のいずれの見解を探ろうとも民事再生手続内では別除権が行使されることとなるが、別除権行使のためにX会社は対抗要件を具備する必要があるのか、そして対抗要件は具備されているものと解することができるかが問題となる。前者は、再生債務者は第三者に該当するかという問題であり、後者は、X会社はA会社の有する登録を援用できるかという問題である。

前者の問題につき本判決は、「再生手続が開始した場合において再生債務者の財産について特定の担保権を有する者の別除権の行使が認められるためには」「原則として再生手続開始の時点で当該特定の担保権につき登記、登録等を具備している必要がある」として、民事再生法四五条を参照させる⁽¹⁷⁾。これは、民事再生法三八条が再生債務者は債権者に対して公平かつ誠実に財産管理処分権等の権能を行使し再生手続を進行する義務を負うものと規定していることなどを根拠に従来の通説が再生債務者に第三者性を認めていたことと結論では符合する⁽¹⁸⁾。また裁判例では、⁽¹⁹⁾大阪地判平成二〇年一〇月三十一日判時二〇三九号五一頁が、前記学説の理由付けにより再生債務者は民法一七七条の第三者にあたるものと判示して再生手続開始時に未登記の根抵当権は再生債務者との関係でも対抗できないとしており、本判決と同様の結論を採っていた。

ただ、本判決が理由付けとして挙げるのは「個別の権利行使が禁止される一般債権者と再生手続によらないで別除権を行使することができる債権者との衡平を図るなどの趣旨」である。これはすでに一部学説によって挙げられていた理由付けであり、再生手続開始後は債権者の個別の権利行使が禁止されることから、一般債権者は差押によって対抗関係に持ち込むことができなくなる⁽¹⁹⁾ことから、債権者保護のために再生手続開始に対抗関係発生の効果を認める必要があるというのである。

本判決がこうした理由のみに依拠した理由は必ずしも明らかではないが、X会社が一番において実質論として本件自動車はYの所有であると再生債務者が信頼する基礎は存しない、Yが本件自動車の登録を有したことはないとの主張を行っていたことに対応したものと考えられる。すなわち、Yが第三者性を有することを理由としてしまうと、たとえYが第三者性を有しているとしてもX会社との関係で対抗要件の欠缺を主張する正当な利益を有していない⁽²⁰⁾、あるいはX会社の登録欠如を主張するのは信義則に反

するといった反論を許す余地があるため、一般債権者との衡平を理由としたものと考えられるのである。

それでは後者の問題についてはどのように解されることとなるのか。X会社の有する権利をめぐる三つの見解による解決を確認するところから始めることとする。

第一の見解によれば、信販会社は法定代位によって販売会社の有していた権利を取得するわけであるから、信販会社自身が改めて対抗要件を具備する必要はなく、販売会社が登記・登録を有していれば足りるとの見解に親和的である⁽²¹⁾。すなわち、自己の登録名義を要することなく留保所有権を第三者に対抗できることとなる。これに対して第二の見解によれば、信販会社は特別の合意によって新たに担保を獲得したわけであり、このことは販売会社が有する被担保債権と信販会社の有するそれとの相違からも明らかであるから、信販会社自らが登記・登録を具備しなければならぬこととなる。ただし、この第二の見解に立つたうえで以下のよう解する可能性も理論上はあるように思われる。すなわち、販売会社の留保所有権の被担保債権と信販会社の留保所有権の被担保債権とは異なることを認めつつも、信販会社の被担保債権である立替金等債権を二分し、そのうちで販売会社の有する被担保債権と共通する部分すなわち販売代金債権相当額については販売会社による登録を信販会社が援用することを認めつつも、それ以外の部分すなわち手数料等債権に相当する部分については信販会社は対抗要件を具備していないと解するのである。しかしこうした見解は、抵当権の場合とは異なり留保所有権については被担保債権の範囲が登録されるわけではないから第三者への公示として不十分なものとならざるを得ず、被担保債権の発生原因を異にすることも採り難いだろう。第三の見解によれば、信販会社は買主から新たな権利の付与を受けるわけであるから、自らが登記・登録を有しなければならないことは言うまでもない。

次いで、本件において裁判所がこの問題をどのように解したのかを分析することとする。

一番においてX会社は、立替払によってA会社の有していた留保所有権を承継取得したものであるからA会社が登録を有している以上X会社が改めて登録をする必要はないとして、第一説に基づく主張をした。これに対して、Yは、X会社は譲渡担保権を取得したものであると主張した。一審判決はこれらいずれの構成も採用せず、X会社は自己の利益のために所有権留保という担保権を設定したものであって、これは民事再生法四五条にいう「権利の設定」であるから、X会社は自らが登録を有するものでなければならぬと判示している。その理由として一審判決が挙げるのは、売買契約と立替払契約が同時に成立し立替払が即日なされて

いるという時間的同時性、A会社とX会社とが有する留保所有権の被担保債権の相違等である。時間的同時性があることからA会社の所有権留保には代金債権担保という実態がないというのである。⁽²³⁾このような理解によれば、X会社がA会社の有していた留保所有権に弁済代位する余地はそもそもないこととなる。

原判決はX会社の主張を認容して第一説に依拠している。すなわち、A会社がYに対して有していた本件自動車の売買代金債権およびその留保所有権がそのままX会社に移転する。したがってX会社の担保権はA会社がYに対して有していた留保所有権であつて新たに本件自動車に留保所有権が設定されたと見るべきではなく、立替払によつて取得する債権および担保権についてはA会社が対抗要件を具備している限りX会社は対抗要件を具備することを要しないのである。またその際、民法五〇一条に該当しないから付記登記が不要であることも理由としている。

これに対して本判決は、一審判決並びに原判決のいずれとも異なり、第二説を採用する。すなわち、一審判決とは異なりA会社の所有権留保の効力を認めた上で、⁽²⁴⁾三者契約の解釈からX会社の有する権利を位置づけており、また、原判決とは異なりX会社は本件自動車についてA会社の留保所有権を承継取得したのではないから、再生手続開始以前にX会社は自ら登録を得ておく必要があるといふのである。その根拠は、X会社は本件自動車の所有権をA会社から移転を受けるものであるが、A会社の有する被担保債権とX会社の有する被担保債権とが異なるものと解するのが当事者の合理的意図にかなうのであつて、A会社が有していた留保所有権が代位によつてX会社に移転するものではない点にある。ここでは当事者の意思の解釈という手法を通じてA会社とX会社のそれぞれが有する被担保債権の相違が導かれ、そこから、合意によつて創設されたX会社の留保所有権につきX会社自身が登録をすることが求められているわけである。一審判決とは異なりA会社の所有権留保が認められた背景には、三者契約がいつ成立したのかに関する事実認定の相違が影響したのではないかと考えられる。

ところで、X会社はA会社から本件自動車の所有権の移転を受け、これを留保することを合意したという本判決の判示には、移転するものは何かという点で検討すべき問題があるように思われる。所有権留保に関する担保的構成によれば、留保売主が有するのは担保目的に制限されかつ留保買主の有する物権的期待権に制約された所有権であると説明されることとならう。すなわち、A会社が有する留保所有権とは、残代金相当額を担保するための所有権である。これに対してX会社が有するとされる留保所有権は

残代金相当額に加えて手数料額を担保するための所有権ということになる。これはA会社の有していた所有権の範囲を超えることとなる。したがって、X会社はA会社から本件自動車の所有権の移転を受けるといふ本判決の論理とは、整合的ではないこととなってしまう。これに対して、所有権留保に関する所有権的構成によれば、A会社は自動車の所有権を自己のもとに全面的に残存させていることとなり、それをX会社に移転するものとみれば、X会社の有する所有権留保の被担保債権が残代金相当額のみならず手数料債権をも含むものと理解することは可能である。こうして見ると、最高裁はいまだに所有権的構成を全面的には放棄していないものと理解するのが適切なのではなからうか。⁽²⁶⁾⁽²⁷⁾

四 最後に、本判決後に残された問題について触れておく。

X会社が三者契約に基づき自己の有する留保所有権を根拠とするのではなく、弁済による法定代位の効果としてA会社から移転してきた留保所有権に基づく主張をした場合、特にこうした構成が三者間の合意で明確に認められていた場合には、請求は認められることとなるのか。これを肯定する見解もある。⁽²⁸⁾ただ、本判決は弁済による代位の場合には對抗要件は不要であるとまでは明言していないことから、この点についての最高裁の見解は示されていないと解するのが妥当であろう。

ただ、自動車の信用販売においては本件におけるように販売会社に登録を止めおき信販会社への移転登録はしないのが一般的取引形態のようである。⁽²⁹⁾また、所有権留保目的物は自動車など使用による減価が著しいという特質があることから、買主が一度も分割払いをしていない場合には留保所有権者に取戻権を認めるなど、他の担保権とは異なる扱いを提唱する見解もあり、⁽³⁰⁾信販会社の有する留保所有権の効力を本判決のように解することには異論もあり得るところだろう。これらの点を考慮すると、本判決が実務に与える影響には多大なものがある。実務における適切な対応を可能とすべく、法定代位における對抗要件の要否に関する判断が早急に示されることが望まれる。

(1) 原審の認定によれば、X会社とA会社との間では昭和五七年一月一日に以下のような立替払に関する基本契約が締結されていた。

ア A会社が販売する自動車の所有権は、売買契約締結後、X会社がA会社に立替払するまではA会社に留保され、X会社が立替払すると同時にA会社からX会社に移転し留保される。

自動車の売買代金の立替払をした者が留保した所有権を
別除権として行使することの可否（直井）

- イ A会社は、顧客がX会社に対する一切の債務を完済した後の顧客への所有権移転登録手続を円滑に行うため、自動車の所有権がX会社に移転された後においても、A会社名義で所有権登録を行うことを承諾する。
- (2) これと同時に、系列の販売店ではない場合にはX会社の名義で所有権移転登録をすること、X会社自身が認めている。
- (3) X会社の主張において立替払契約の成立が四月一日とされYが争わなかったことによる。ところが、前述したように、原審では立替払を含めた本件三者契約の成立日は三月二十九日とされている。このように認定した理由として原審が挙げるのは、証拠及び弁論の趣旨のみである。
- (4) 民集一一八九頁一五行目では「X会社のYに対する」とされているが、誤記であると考えられることから修正した。
- (5) ただし、取戻権と別除権とで細かいながらも差異があることにつき、伊藤眞「破産法・民事再生法」第二版（有斐閣・平成二年）三四六頁、佐藤鉄男・後掲四九四頁注（4）も参照。
- (6) 山本・後掲評釈七〇頁。
- (7) この点に関連して④判決は「もちろん所有権を留保している者は買主の債務不履行の場合に目的物を取戻してそれを他に売却するという期待権を有しており、抵当権者や質権者などよりも担保物の取戻による強い利益を有していることは否定できないものの、結局いずれも債権担保の手段である点では同じである。」と判示しており、所有権留保を単に担保権として構成する見解に立つものではないことを示唆している。
- (8) なお、東京高判昭和五二年七月一九日高民集三〇卷二号一五九頁が③判決ならびに④判決の上告審判決であるが、ここでは双務契約に関する会社更生法旧一〇三条（現六一條）の適用が問題となっており、取戻権の有無は争いの対象となっていない。
- (9) 決定では原告会社は別除権者として権利行使をすべきというのみであり、この後原告会社の別除権につき被担保債権の範囲がいかなるものとして処理されたのかは明らかではない。
- (10) ⑦決定の事案では三者契約が締結されなかった背景事情としては、売主と信販会社との間に系列関係が存在しなかったために売主と信販会社との合意形成に意を注ぐ必要があったことが指摘できよう。
- (11) これらは被告を同じくする同一日付の判決であり、本評釈に関連する箇所の判決文は当事者の表示を除いては全く同一である。
- (12) 山本・後掲評釈七〇頁は、本件所有権留保の形態は實際上典型的なものであることから、所有権留保が取戻権となる場合は基本的に否定されるのではないかとする。
- (13) 山本・後掲評釈六九頁。
- (14) 福永有利編著「新種・特殊契約と創産法」（商事法務研究会・昭和六三年）四二頁以下（千葉恵美子）「複合取引と所有権留保」内田貴Ⅱ大村敦志編「民法の争点」（有斐閣・平成一九年）一五四頁。
- 道垣内弘人「担保物権法 第三版」（有斐閣・平成二〇年）三三五頁も、信販会社は売主から留保所有権を譲り受けるというよりむしろ所有権留保は信販会社のためになされているとの指摘をした上で、「信販会社、あるいは、より広く被担保債権譲受人・代位弁済者の地位は留保売主と同様に考えてよい。」

とする。

(15) 安永正昭「所有権留保の内容、効力」加藤一郎・林良平編「担保法大系Ⅳ」(金融財政事情研究会・昭和六〇年)三八六頁、柚木馨・高木多喜男編「新版注釈民法」(9)(有斐閣・平成一〇年)九二一頁〔安永正昭〕。

ただ、前者においては販売会社と信販会社との間にあらかじめ存在する基本契約関係により商品の所有権が立替払の時点で信販会社に転移することが決められており、担保たる留保所有権が立替払い及び弁済による代位により信販会社に転移したと構成できなくはないとして、権利転移が重視されているのに対して、後者においては「被担保債権が直接求償債務とされているやにみえる実態」に言及されており販売会社から信販会社への権利転移としての側面はあまり強調されておらず、ニュアンスの違いを感じないでもない。もともと、安永正昭「講義物権・担保物権法」(有斐閣・平成二年)四二一頁では留保所有権の信販会社への移転として説明がなされている。

(16) 佐藤昌義「クレジット会社の所有権留保」NBL四六三号(平成二年)三九頁。

(17) 本判決は民事再生法四五条を適用するのではなく参照させるに止めているが、これはX会社による自動車の登録自体がなされていないこと、ならびに、YからX会社に対して自動車所有権が移転したのではなくA会社からX会社に移転したものと構成する結果、再生手続との間での対抗を觀念できないことによるものと解される(佐藤鉄男・後掲四九七―四九八頁、野村・後掲一六一―一七頁も参照)。後者に関連して印藤・後掲①五頁は、「再生手続開始時点での登記、登録の具備について、それを担保権の対抗要件とするだけでなく、より広く、当該担保権に別除権としての行使を認めるための特別の要件(いわば権利保護要件)のように位置付けていると解すべきなのであるか。」との理解を示している(より詳しくは、印藤・後掲②八三頁以下)。

なお、民事再生法四五条と同趣旨の規定である破産法四九条の趣旨について、通説は、破産手続との関係で原因行為が有効として扱われる場面においてまで対抗要件具備行為のみ無効と扱うことが取引の安全を害することから、破産法四七条一項の例外として、破産手続開始について善意の登記権利者を例外的に保護する目的を持つたものと理解する(伊藤・前掲二六〇頁、伊藤眞ほか「条解破産法」(弘文堂・平成二年)三七二頁)。もともと、実際には、破産手続開始後に登記申請がなされる場合には、法人についての破産登記(破産法二五七条)あるいは個人である破産者が有する不動産についての破産手続開始登記(破産法二五八条)一項(号)から、すでに開始決定によって管理処分権を失った破産者との共同申請であることが判明して、申請が却下される(不動産登記法二五条四号)。したがって、破産手続開始後に第三者の登記が認められるのは、例外的な場合に限られる、とされている(伊藤・前掲二六〇頁注二四、伊藤ほか・前掲三七三頁)。

(18) 山本和彦「倒産処理法入門」(第三版)〔有斐閣・平成二〇年〕一四一頁。伊藤・前掲六七二頁以下も「再生債務者にも、破産管財人と同様に、実体法関係における差押債権者類似的地位が認められる」とする。なお、松下淳一「民事再生法入門」(有斐閣・平成二年)五〇頁以下は、再生債務者の第三者性を民事再生法四五条一項からも基礎づけている。

これに対して園尾隆司・小林秀之編「条解民事再生法 第二版」(弘文堂・平成一九年)一六一頁(河野正憲)は、民事再生法四五条は、物権変動を登記なくして対抗できるか否かの問題についてただちに決定的な意味をもたないという。

- (19) 山本・前掲書一四二―一四三頁、山本・後掲評釈七一頁。
これに対して野村・後掲一六頁は、再生債務者は再生手続開始によって法律的な地位に変化が生じるものではないことを理由に再生債務者の第三者性を否定しつつも、民事再生法四五条は一定の財産につき、再生債務者の財産を確保するために再生手続開始後は對抗要件・効力要件を具備していなければ権利取得を再生手続との関係で主張しえないとする見解を紹介しつつ、むしろこの見解に立つものと推測されなくもないとする。
- (20) 印藤・後掲①五頁はこのような理由付けにより本判決の結論を疑問視している。再生債務者に帰属していたのは所有権留保付の自動車であり、そのことは立替払いによって留保所有権の主体が変わっても同じであると同指摘する佐藤鉄男・後掲四九八頁も同様。
- (21) ただ、必ずしもこのように解する必然性があるわけではなく、権利行使のためにはX会社が改めて登録をしなければならないと解する余地もある（山本・後掲評釈六九頁参照）。
- (22) 果たしてこの見解が被担保債権の相違についてどの程度まで意識していたものか、疑問もある。
- (23) 一番もA会社の所有権留保が売買契約解除時に機能する可能性があることは認めるが、これは立替金等債権の弁済を確保するというX会社の所有権留保とは想定する状況が明らかに異なると指摘している。
- (24) この点が、本判決において、一審判決は「結論において是認することができる」とされた理由と考えられる。一審の考え方は、X会社が法定地位をすることも否定されることとなろう。
- (25) すでに先行評釈において、被担保債権が異なることについては異論がないとされている（小林・後掲二頁）。山本・後掲評釈六九頁は、このように解さないと立替金等の完済まで所有権が留保されるものとされていること（その前提として、立替金のほうが残代金よりも多額になることが通常であることが指摘される）、ならびに、自動車の評価額が立替金等債務にも充当されることが理解できなくなるとする。
- (26) もちろん、担保的構成を取りつつ、本文中述べた問題は三者契約によってクリアされるのだと解することも不可能ではない。しかしそうした場合には、手数料額相当分については買主に所有権があるはずのところ、他人物の所有権移転をしたとしても構成することになり、一部は所有権留保、一部は譲渡担保といった権利をX会社は取得すると説明されることとなるのではないか。また、A会社の留保所有権は代金完済によりYに移転し、Yは立替金等債権を被担保債権として新たにX会社に対し何らかの担保設定をしたに過ぎないといった譲渡担保構成の存在を示唆しつつも本判決の文言とは齟齬があることを認め、右記の所有権移転経路を中間省略的に処理する無名契約であるとの理解も示されている（小林・後掲二二頁）。ただ、論者自身、こうした所有権移転経路の中間省略という考え方には疑問を呈しているところである。
- また、小山・後掲②五八頁は、弁済による法定地位につき、第三者の弁済によって原債権は消滅し、その債権に付属する担保のみが存続するという「接ぎ木説」を採用したと解されるのを防ぐために、法定地位構成を排斥したものと同解する（平野・後掲四二頁以下も参照）。
- (27) すでに指摘されている（安永・前掲担保法大系三八七頁注一一）ことであるが、被担保債権と売主から信販会社に対して移転される所有権との関係については、ドイツの拡大された所有権留保に関する研究が必要と考えられる。

(28) 印藤・後掲②八八頁、野村・後掲一七頁、小林・後掲二三頁、平野・後掲四三頁もこうした考え方に好意的であり、小林・後掲一二頁では、本判決では、X会社は販売代金担保目的で所有権留保をしていたこと、非典型担保も弁済による代位の対象となること、X会社は三者契約で立替払義務を負担しており「弁済をするについて正当な利益を有する者」であるから民法五〇〇条により当然に代位することの三点が否定されていないことを理由として法定代位が認められることを肯定する。また、田頭・後掲一三六頁は契約当事者の合理的意思として法定代位が認められるとし、法定代位の効果について判断しなかつた本判決の対応に疑問を呈する。

(29) 佐藤昌義・前掲四〇頁、印藤・後掲①五頁、小林・後掲一一頁。もつとも、買主は保険金請求権となり得るのか、保険事故の偶然性の証明責任を負うのは保険金請求者であるのかが問題とされた東京高判平成一七年四月二〇日金判二二二二号一六頁の事案では、信販会社による登録がなされている(本件とは異なり、販売会社と信販会社との間には系列関係がなかつた事例である)。

(30) 米倉明「非典型担保における倒産法上の問題点―担保法の研究(新青出版・平成九年)一四六頁、高木新二郎「所有権留保の更生手続における取扱いに関する試論」NBL一八四号(昭和五四年)二二頁。

本判決の評釈として、石毛和夫・銀法七二五号五一頁、印藤弘二①・金法一九〇四号四頁、同②・金法一九二八号八〇頁、上江洲純子・二二年重判一七五頁、小林明彦・金法一九一〇号一一頁、小山泰史①・判例セレクト二〇一〇一二六頁、同②・金法一九二九号五六頁、佐藤鉄男・民商一四三卷四〇五号四八九頁、田頭章一・私法判例リマックス四三三号一三四頁、野村秀敏・金判一三五三三〇一三頁、平野真由・月刊消費者信用二九卷四号四〇頁、山本和彦・金判一三六一号六八頁がある。

(なおい・よしのり 法務研究科准教授)